

きにゅうれい

ひがいしゃ

ほうじん

りょうもうしで

記入例③：被害者（法人）による利用申出

心情等聴取・伝達申出書

もうしでしよ ていしゅつさき めいしやう きさい
申出書の提出先の名称を記載してください。

- 矯正管区、●● 刑務所、●● 拘置所、
●● 少年院、●● 少年鑑別所 など

【刑事施設用】

かがいしゃ しょうねんいん ばあい しょうねん
加害者が少年院にいる場合は【少年
施設用】を使用してください。

申出年月日 令和5年 12月 1日

●●●●● 長 殿

(代理人) ●● 県 ●● 市 ●● 町 ●● - ●●

弁護士 ○ ○ ○ ○

じゅけんだいにん し む てつづき だいに
授權代理人が事務手を代理する
ばあい きさい
場合に記載してください。

ふりがな かな かしきがいしゃ△△

申出人の氏名又は名称 株式会社△△

【法人の場合は、代表者氏名・窓口担当者氏名・各役職名も記入してください。】

(代表者氏名・役職名 法務 矯正 代表取締役)

(窓口担当者氏名・役職名 ●● ●● 秘書)

1 申出人に関する事項

生年月日

ほうじん りょう もうしこ ばあい きさいふよう
法人で利用の申込みをする場合は、記載不要です。

住所等

〒 000 - 0000

●● 県 ●● 市 ●● 町 1 - 2 - 3

電話番号（自宅・事務所） 123 - 456 - 7890

（携 帯） _____

メールアドレス _____

（法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地・電話番号・メールアドレスを記入してください。この場合、生年月日を記入する必要はありません。）

連絡方法に関する希望

窓口担当者宛てにお願いします（012-345-6789）

（上記住所等への文書連絡、上記電話番号への電話連絡又は上記メールアドレスへのメール送付に支障がある場合には、希望する連絡先・連絡方法等を記入してください。申出人と連絡先が異なるときは、申出人と連絡先との関係を記入してください。）（次ページへ続く。）

（用紙 日本産業規格A4）

【申出人が被害者本人でない場合に記入願います。】

申出人と被害者との関係

ほうじん りょう もうしこ ばあい きさいふよう
法人で利用の申込みをする場合は、記載不要です。

被害者本人の氏名 _____

2 心情等の陳述の方法に関する事項

(1) 陳述の方法

口頭での陳述を希望する。

※を^{かくにん}確認して^{ちんじゅつほうほう}陳述方法を選^{せんたく}択してください。

書面での提出を希望する。

※心情等の伝達を希望される場合は、原則として口頭での陳述となります。書面で提出した心情等の伝達を希望される場合は、その理由を記入してください。

【(2)～(4)は、口頭での陳述を希望された方のみ記入してください。】

(2) 陳述の担当者

加害者を現に収容し、処遇している刑務所等の職員を希望する。

※加害者を収容している刑務所等が遠方の場合などは、近隣の矯正管区や矯正施設にお越しいただき、加害者を収容している刑務所等の職員に対し、オンラインで陳述することができます。

聴取者については、特に希望はない。

(3) 陳述の場所

加害者を収容している刑務所等を希望する。

近隣の矯正管区、矯正施設を希望する。

その他（

(4) 希望日時

はばひろ ふくすう こうほび きさい
**幅広く、複数の候補日を記載いただくと、
に^{って}い^{ちようせい}ちょうせい ひかくてき
日程調整が比較的スムーズになります。**

1月20日～25日の午前中

※申出の受理後、御記入いただきました日時・場所等を踏まえ、調整させていただきます。

(次ページへ続く。)

ほうじんとう かくにんしりょう きさい めいしょうおよ しゅ じむしょ しょうざいち だいひょうしゃ しめい かくにん
法人等の確認資料（記載された名称及び主たる事務所の所在地、代表者の氏名が確認で
しよるい ほうじんとう だいひょうしゃ ほんにんかくにんしりょう しゆるい ひつよう
きる書類）と、法人等の代表者の本人確認資料の2種類が必要です。

3 提出書類（郵送の場合には写しを同封して提出してください。）

(1) 申出人の本人確認ができる書類（提出する書類を選択してください。）

マイナンバーカード

※郵送の場合には個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出してください。

運転免許証

※裏面に変更履歴等が記載されている場合は、両面の写しを提出してください。

その他（ 法人登記簿謄本 ）

(2) 申出人が被害者本人でない場合は、被害者との関係及び被害者本人に代わり申出する理由を証明する書類（証明に当たり、提出する書類を選択してください。）

ほうじん りょう もうしこ ばあい きさいふよう
法人で利用の申込みをする場合は、記載不要です。

戸籍謄本

被害者本人の心身の状況が分かる診断書

その他（ _____ ）

4 加害者に関する事項

（明らかにしたくないこと、分からないことについては、記入する必要はありません。）

ふりがな けいむ ●●

氏 名 刑務 ●● (●● 年 ●● 月 ●● 日生)

きさい じょうほう もと かがいしゃ じゅけいちゅう かがいしゃ しょうねん ばあい しょうねんいん
記載された情報を元に、加害者が受刑中（加害者が少年の場合は少年院に
しゅうようちゅう かくにん わ はんい きさい
収容中）が確認しますので、分かる範囲で記載ください。

（次ページへ続く。）

5 被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の利用の有無

通知を受けている

つうちせいと りょう べつとてつづき ひつよう
通知制度の利用には、別途手続が必要です。

通知を受けていない（同通知希望申出書は提出済みである。）

通知を受けていない（今後利用したい。）

通知を受けていない（今後利用するかは未定又は今後も利用しない。）

6 聴取した心情等の加害者への伝達の希望

希望する

希望しない

※心情等を聴取した際にも再度、心情等の伝達の希望の有無を確認しますので、現時点での希望をご記入ください。

7 心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けることの希望

（6で加害者への伝達を希望された方のみ記入してください。）

希望する

希望しない

※書面により通知します。

※希望する場合、伝達した心情等について述べたこと、被害弁償や謝罪について述べたこと及び被害者等に伝えることを希望して述べたことをお伝えします。

※希望しない場合は、加害者に心情等を伝達した旨及び伝達日についてのみ通知します。

（次ページへ続く。）

(注意事項)

- 1 該当する□にレ印をつけ、下線部に記入してください。
- 2 申出の資格が確認できなかった場合は、申出を受理することができません。
- 3 事件の性質、被害者等と加害者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等を聴取できないことがあります。
- 4 加害者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等の全部又は一部を伝達できないことがあります。
- 5 申出後に、本申出書に記入いただいた事項に変更があったときは、速やかに連絡してください。